

改元に伴う情報システムの改修等を進めていく上で  
よくご質問いただく事項について

問 0. 改元日の5月1日までにシステム改修が間に合わない可能性がある場合、どうしたらよいか？

- 国においては、改元日以降も、行政機関に対してご提出いただく文書・データ等については、「平成」表記のままでも有効なものとして受け付けます。また、地方公共団体における取扱いについても、国の取組を参考のうえ事務処理されるよう、要請しております。
- 改修作業が不完全な状態でのシステムリリースは、トラブルの要因になります。改修等の対応に係る工数に対し、改元日までに十分な日数・人員を確保することが困難な場合や、システムテストで問題が見つかり、改元日までに問題の解決が困難な場合には、改元日の後に改修等の対応を完了させることを検討してください。
- 改元日のシステムリリースを見送る場合においても、外部とのデータ連携においてエラーが発生しないよう、連携先にはリリースを見送る事実を伝え、運用方法を調整しておく必要があります。「平成」を継続使用する場合でも、必要に応じてシステムのテストを実施してください。

問 1. 5月1日の改元日以後、平成表記の日付の文書（例：平成31年6月1日）は有効なのか？

- 国においては、改元日以降、例えば、情報システムの改修が間に合わないなどの場合でも、国民の皆さまから行政機関等に対してご提出いただく文書・データ等については、「平成」表記のままでも有効なものとして受け付けます。
- また、地方公共団体における取扱いについても、国の取組を参考のうえ事務処理されるよう、要請しております。
- なお、民間組織間の取引等における元号の使用については、民間組織間でご調整ください。

問 2 . 平成表記の電子文書は、改元日以後、国の電子申請システムで、いつまで受け付けてもらえるのか？

○電子申請システムで、いつまで平成表記の電子文書を扱うことが可能かについては、各電子申請システムを運用している府省庁等にお問い合わせください。

問 3 . 5月1日の改元日までの間、5月1日以後の日付について、新元号による表記を用いてはいけないのか？

○「元号を改める政令」の効力が生じるのは5月1日（改元日）のため、国としては、5月1日以降、新元号による表記を使用していくこととなります。

○他方で、民間組織等から官庁へ提出する文書等の元号表記を「平成」または「令和」と記載するかどうかについては、政府として何らか要請することはありませんので、「平成」または「令和」のいずれでも提出可能です。

○なお、民間組織間でやりとりする文書等において、元号表記を「平成」または「令和」のいずれを使用するかについては、各民間組織間においてご判断ください。

問 4 . 令和初年については、「元年」と表記しなくてはいけないのか？令和1年と表記された文書は有効なのか？

○我が国においては、「1年」という表記を無効とするような規定等はなく、慣習として、年号の改まった最初の年については、「元年」が用いられていると考えています。

○このため、「令和1年」と表記されている文書についても、無効なものとして取り扱うことはありません。

○なお、情報システムにおける扱いにおいては、広範なロケールデータを提供することを目的とした国際的な非営利法人である Unicode Consortium の共通ロケールデータリポジトリ（CLDR）プロジェクトにおいて、「元年」表記を用いることがデフォルトとされています。

○具体的な電子申請システムにおいて、どのような表記が受付可能かについては、各電子申請システムを運用している府省庁等にお問い合わせください。

問5. 2019年や2019年度といった1年間の期間を表記する場合については、元号を用いて表記する際、平成31年(度)とすべきか、令和元年(度)とすべきか？また、会計年度が9月から始まる企業などでは、どのように考えればよいか。

- 年度表記等について、特定の記載を無効とするような規定はございません。
- 国や地方公共団体等に提出する文書等において、1年間の期間の表記に元号を用いる場合、どのような表記が用いられるかについては、提出先の各機関にお問い合わせください。
- 民間組織間の取引等における、1年間の期間の表記方法については、民間組織間でご調整ください。

問6. 新元号「令和」は、アルファベットでは、どのように表記したらよいか。

- ヘボン式ローマ字により、"Reiwa"と表記します。

問7. 日付及び時刻の表記についての規格である JIS X 0301 では、元号による日付の表記形式を定めており、平成までについては、元号の記号を定めているが、今後、令和についてはどのような扱いとなるのか？

- JIS X 0301（情報交換のためのデータ要素及び交換形式－日付及び時刻の表記）については、改元に伴い、「令和」の表記を定めるなどの改正作業を進めております。

問8. 新元号に用いられる文字である「令」については、Unicode で U+4EE4 と U+F9A8A の2つのコードがあるが、どちらを用いるべきか？

- Unicode において、U+F900 - U+FA0B のブロックは、韓国の文字コード規格 KS X 1001 との往復返還を可能にするためにのみ追加された文字であるため、新元号における使用は推奨されません。

- 様々な情報システムで共通的にデータを扱えるようにする相互運用性の確保等の観点からは、新元号で用いる「令」の字を Unicode で符号化する場合には、U+4EE4 を用いてください。
- 詳細は、[「新元号名で使用する文字コードについて（周知）（平成31年4月5日経済産業省事務連絡）」](#)をご覧ください。

問9．新元号で用いられる文字である「令」については、字形として「令」と「令」があるが、どちらを用いるべきか？

- 「令」の文字については、字形として「令」と「令」があることが知られていますが、これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく相違であり、別の字ではありません。このため、元号を表記する際に、どちらを用いても問題ありません。字形の相違の考え方については、[「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）について」](#)をご覧ください。
- Unicode の U+4EE4 に対するフォントとしては、一般的に、明朝体等では「令」の字形が、楷書体等では「令」の字形が用いられていますが、いずれを用いても問題ありません。
- さらに、U+4EE4 については、異体字セレクタにおいて U+E0101 等では「令」、U+E0102 等では「令」が割り当てられていますが、紙や画面への出力に当たっては、いずれの字形を指定しても問題ありません。システム間のデータ連携等においては、特段の事情がない限り、異体字セレクタの区別を行う必要はないものと考えられます。

[参考リンク\(改元に伴う企業等の情報システム改修等への対応\[経済産業省\]\)](#)